

今回は、成年年齢引下げに伴う消費者被害防止について掲載します。 裏面では、「個人の借金に関する無料相談会」と「ぐんまエシカル川柳」についてご案内します。

令和4年4月1日から成年年齢が18歳になりました

成人直後の若者は契約に関する知識や社会経験が少ないため、悪質業者から 狙われています!!

成人直後は消費者トラブルが急増!

令和3年度までの20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、その契 約金額も高額です。また、未成年者にはあまりみられなかった「エステテ ィックサービス」「医療サービス」などの美容に関する相談や「内職・副業 その他」(オンラインカジノ、副業サイトなど)、「ファンド型投資商品」(暗 号資産(仮想通貨)への投資など)等の儲け話に関するトラブルが多く寄 せられています。こうしたトラブルに成年になったばかりの18歳・19歳も 巻き込まれるおそれがありますので注意が必要です。



※県内の消費生活センターに寄せられた相談件数 (令和3年度は暫定値)

4月以降に県内の消費生活センターに寄せられた18歳・19歳の相談事例

インターネットで見つけた脱毛サロンに行き、部分

脱毛で良いと思っていたが、話の流れで断り 切れず全身脱毛の契約をしてしまった。契約 期間は1年間で、総額30万円以上だったので、 36回払いで支払うことになったが解約したい。

●「ダイエットサプリ1円」とのネット広告を見て注文し

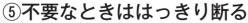
た。友人に話したらおかしいと言われ、販売 サイトのホームページをよく見たら4回の購 入が条件の定期購入で、支払い総額が約4万

円になると分かった。

消費者トラブルにあわないために

- ①契約前に情報を集め、比較検討する
- ②本当に必要な契約か、よく考える
- ③契約内容をよく確認する
- ④安易に借金をしない

証拠を残す



- ⑥契約書類や注文画面は保管・保存する
- ⑦少しでも不安に感じたらひとりで悩まずに、家族、友達、警察や消費生活 センターに相談しましょう



消費者ホットライン



個人の借金に関する無料相談会を開催します

借金でお悩みの方のための無料相談会を開催します。相談は借金解決への第一歩です。ひ とりで悩まずに、まずはご相談ください。

会場・日程(令和4年度)

※今後、日程が変更になる可能性があります。

開催地	開催日	受付時間	会場	申込み・問い合わせ先
県庁	8月20日(土)	13:00~14:30	群馬県庁 昭和庁舎 35会議室 (前橋市大手町1-1-1)	群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
沼田市	8月28日(日)	13:00~14:30	沼田市消費生活センター (沼田市下之町888 TERRACE沼田3階)	沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500
高崎市	9月17日(土)	13:00~14:30	高崎市役所 9階 第91~94会議室 (高崎市高松町35-1)	高崎市消費生活センター ☎027-321-2172
前橋市	9月28日(水)	17:30~18:30 (夜間開催)	前橋市消費生活センター (前橋市千代田町2-5-5 シーズ・ポート108号)	前橋市消費生活センター ☎027-230-1755
伊勢崎市	10月12日(水)	17:30~18:30 (夜間開催)	伊勢崎市役所 本館5階 職員研修室 (伊勢崎市今泉町2-410)	伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300
渋川市	10月27日(木)	17:30~18:30 (夜間開催)	渋川市消費生活センター (渋川市石原6-1 渋川市役所第二庁舎1階)	渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
太田市	11月12日(土)	13:00~14:30	太田市九合行政センター ふれあいホール (太田市飯塚町591-1)	太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
安中市	11月26日(土)	13:00~14:30	安中市消費生活センター (安中市安中1-23-13 安中市役所敷地内)	安中市消費生活センター ☎027-382-2228
館林市	12月3日(土)	13:00~14:30	館林市郷谷公民館 1 階ホール (館林市当郷町218)	館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
桐生市	12月20日(火)	17:30~18:30 (夜間開催)	桐生市保健福祉会館 5階会議室 (桐生市末広町13-4)	桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112

- ·事前予約制です。上記申込み先へ1週間前までにお申し込みください。
- ・お住まいの地域にかかわらずご希望の地域へお申し込みいただけます。相談時間は1~2 時間ですが、内容によって必要な時間が変わります。
- ・法律相談、生活再建相談、こころの悩みに関するアドバイスを受けることができます。
- ※県内の各消費生活センターでは随時、借金に関するご相談を受け付けています。



消費者庁イラスト集より

「ぐんまエシカル川祢」を募集します

日々の暮らしのなかで「エシカル消費」について感じたこと、自分の消費行動が、持続可 能な社会の実現につながる想いを川柳にしてみませんか?

応募〆切 令和4年9月9日(金)必着

応募部門

一般の部、小・中学生の部の各部 門から最優秀賞1作品、優秀賞2 作品、入賞3作品に賞状及び副賞 (エシカル商品)を授与します。

作品規定

応募者本人によるオリジナル作品で未発表のも のとします。「五・七・五」の音数が基本ですが、 多少の字余り、字足らずでも可とします。



★「エシカル消費」とは倫理的な消費という意味で、より良い社会 に向けて、人や社会、地域や環境に配慮した商品やサービスを選 択し消費することです。SDGs (持続可能な開発目標)達成に向け た消費者としての取組の一つです。

※詳しくは Webサイトをご確認ください



消費生活相談のご案内



2027-223-3001 消費者ホットライン 4.188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1(昭和庁舎1階北側) 平日 9:00~16:30 (電話・来所相談に対応)※来所相談は予約制 土曜 9:00~12:00/13:00~16:30(電話相談のみ) ※感染症対策の関係で、来所相談を休止する場合があります。

編集・発行 群馬県生活こども部消費生活課 ☎027-226-2281 FAX 027-223-8100

※「くらしのニュース」は群馬県金融広報委員会の協力を得て作成しています。